

## 議案第 87 号

### 狭山市立武道館条例の一部を改正する条例

狭山市立武道館条例（平成 4 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「狭山市入間川 3 丁目 1 番 12 号」を「狭山市入間川 4 丁目 18 番 21 号」に改める。

第 4 条第 1 号中「休日」の次に「（以下「休日」という。）」を、「翌日」の次に「以後最初に到来する休日に当たらない日」を加え、同条第 2 号中「12 月 29 日」を「12 月 28 日」に、「1 月 3 日」を「1 月 4 日」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

#### （目的外利用の許可）

第 6 条の 2 武道館において、次に掲げる目的外利用をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1）物品の販売その他これに類する利用をすること。

（2）入場料又はこれに類するもの（別表第 2 において「入場料等」という。）を徴する利用をすること。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、武道館の目的外利用をすること。

2 教育委員会は、前項各号に掲げる目的外利用が武道館の利用者の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 前条第 4 項の規定は、第 1 項の許可をする場合に準用する。

第 7 条中「前条第 1 項」を「第 6 条第 1 項又は前条第 1 項」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 6 条第 4 項」の次に「（第 6 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 12 条の次に次の 3 条を加える。

#### （使用料）

第 12 条の 2 利用権利者は、利用に応じ、第 6 条第 1 項の許可にあつては別表第 1 に、第 6 条の 2 第 1 項の許可にあつては別表第 2 に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。この場合において、武道館の附属設備及び備品の使用料は、教育委員会規則で定める。

#### （使用料の減免）

第 12 条の 3 市長は、第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の許可に係る利用が次の

各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため武道館の施設等を利用するとき。

(2) 前号のほか、特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第12条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 武道館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、武道館の施設等を利用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

第13条第4項中「及び」を「、第3項及び」に、「並びに第12条」を「、第12条並びに前条第1号」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第12条の2関係）

1 市内団体が利用する場合の武道館施設使用料額表

（単位 円）

施設の名称		利用者の構成	利用単位	使用料額
道場	2分の1面	一般	午前9時、午前11時、 午後1時、午後3時、午 後5時又は午後7時を利 用開始時間とする2時間	1,700
	全面			3,400
	2分の1面	高校生以下		850
	全面			1,700
会議室				250

備考

- 「市内団体」とは、武道館の施設を利用する本市並びに所沢市、飯能市、入間市及び日高市に住所を有する者又は本市に通勤し、若しくは通学する者（以下「市内利用者」という。）の数が2分の1を超えるもので構成する団体をいう。
- 利用者の構成が一般と高校生以下である場合に、利用者のうち一般が3分の1を超えるときは、利用者の構成を一般とみなす。
- 市内団体以外の団体が利用する場合の使用料額は、市内団体が利用する場合の使用料額に当該額の100分の100に相当する額を加えた額とする。

2 市内利用者が個人で利用する場合の武道館施設使用料額表

（単位 円）

施設の名称		利用者の構成	利用単位	使用料額
道場	2分の1面	一般	午前9時、午前11時、 午後1時、午後3時、午 後5時又は午後7時を利 用開始時間とする2時間	200
		高校生以下		100

備考

- 延長して施設を利用する場合の利用単位は、1時間とし、延長時間に応じ、1時間につき1利用単位当たりの使用料額の100分の50に相当する額を加える。
- 市内利用者以外の者が個人で利用する場合の使用料額は、市内利用者が利用する場合の使用料額に当該額の100分の100に相当する額を加えた額とする。

別表第2（第12条の2関係）

目的外利用の場合の武道館施設使用料額表

利用の内容	施設の名称	使用料額
物品の販売その他これに類する利用	道場	一般で構成される市内団体が道場を利用する場合の使用料額を6倍した額
入場料等を徴する利用		一般で構成される市内団体が道場を利用する場合の使用料額を1.5倍した額
その他の目的外利用		市長がその都度定める額

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立武道館の移転に伴い、同館の位置、休館日等の規定を改め、併せて受益者負担の適正化を図るため、使用料の額を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。